

【最新】地域福祉センターの利用制限の一部緩和のお知らせについて

(令和4年5月24日から)

日頃より、地域福祉センターをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

これまで新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当施設の利用を一部制限しておりましたが、市内の感染状況の傾向等を踏まえ、5月24日から施設の利用制限について、一部緩和いたします。

今後、当施設の利用にあたりましては、令和4年5月24日からの「西部・南部地域福祉センターにおける新型コロナウイルス感染症拡大防止の注意事項」及び「集団感染拡大のリスクがあると考えられる活動における施設利用の留意点」をご確認ください。

なお、当施設の利用制限につきましては、今後の感染状況等を踏まえ、適宜見直ししていくことをご了承ください。

利用の皆様を安全を第一に、感染拡大防止に努めてまいりますので、ご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

【期間】 令和4年5月24日(火)から

主な緩和事項

(1)各部屋の定員の変更

制限緩和後の各部屋の定員

制限緩和後の各部屋の定員			
南部地域福祉センター			
部屋名	制限緩和後の定員	部屋名	制限緩和後の定員
大広間	100名	研修室1	24名
会議室1	12名	研修室2	24名
会議室2	12名	和室	24名
作業室	20名	浴室1	4名
娯楽室1	8名	浴室2	2名
娯楽室2	8名		

(2)管楽器・オカリナ・尺八などの吹奏楽器等

演奏時にのみ、マスクを外すことを可とします。

十分な距離を取り一方向を向いて、唾等は拭き取って各自持ち帰ってください。

(3)茶道

所作上必要不可欠な場面のみ、マスクを外すことを可とします。

(茶を飲むことと、所作上の菓子を食べることを可とします。)

茶碗や道具等の使い回しを行わないでください。

(4)社交ダンス等

特定ペアのみ、身体接触を可とします。

※(1)~(4)全ての共通事項として、衛生管理と感染対策を十分に徹底して活動してください。

[その他]

施設利用時の参加者名簿(兼チェック表)の提出は求めないことといたしますが、チェック表を確認し、感染症拡大防止の「注意事項」及び「施設利用の留意点」を十分に踏まえた上で、施設をご利用ください。

また、万が一参加者の方から感染者が確認された場合に、濃厚接触者の確認が必要なため、各利用団体において、参加者全員の把握管理をお願いします。